

**【パネリスト発表①】福岡県就労支援事業者機構の取組について**

特定非営利活動法人福岡県就労支援事業者機構事務局長 北崎 秀男

本日は、私が事務局長を務めている NPO 法人の取組をお話しさせていただく。私たちが取り組んでいる事業は今まさに地域社会での旬の出来事だろうと思っている。その中で、本日のテーマになっている暴力団組織離脱者の就労支援に関し、「親に迷惑をかけ、世間に嫌われてきた私を雇ってくれますか」という彼らを信じ続ける協力雇用主、この方たちを私ども機構では雇用協力事業者と呼んでいるが今日は協力雇用主と呼ばせていただく。この協力雇用主の活動の実際を述べさせていただいてこのフォーラムの趣旨に沿いたいと思う。

今、福岡県では、県警察本部がやっている暴力組織に対する取組は、その姿勢と言うか決意は本当に目を見張るばかりである。よくぞここまで、ついにここまで。かつてなかったことであり、私は県民の1人として誇らしく思っているが、見方を変えれば、今の取組はやらなければならないことだったのかもしれない、当然であると言えなくもないが、いずれにしても本当によくやっていただいていると思う。

ただ、気になることがある。県警察本部は、壊滅までやろうということであるからとても大変なことだと思う。そこには当然、組織を離脱する人、せざるを得ない人たちが出てくることになり、彼らの生活を考えると、独身であったり、家庭を持っていたり、また、住居等生活基盤は様々である。これから彼らは生活維持をどのようにするか、その仕事、さらにはその対象人員等を考えると、とてつもないことになるのではないかと思われてならない。

そのためには個別に全体的に、問題の緊急性等いろいろ考えなければならないだろうと思う。特に、行政機関がよくやる縦割りではなく、いろんな団体を巻き込んだ横断的な取組がこれから必要になるのではないかと思い、私どもがやっている就労支援の実際をお話しすることでお役に立てればと思う。

**1 福岡県就労支援事業者機構について**

私ども機構のことについては先ほど田島室長からお話しいただいたとおりである。機構は経済界、企業界の物心両面の支援協力のもと、就労を支援することにより、彼らが再び犯罪に陥らないよう、彼らの自立更生を図り犯罪のない安心安全な社会の実現を目的とした民間法人の組織で、福岡県就労支援事業者機構は平成22年に設立され、協力雇用主の方々を三種会員として登録していただいていた就労支援事業を展開している。当初は100事業者であったが、現在、既に703社に上っている。先ほど室長もおっしゃったように多くは建設業であるが、大方の事業種別の方が登録しておられ、そういう方々と一緒になって取り組んでいる。組を離脱した人たちの、「親に迷惑をかけ、世間に迷惑をかけたけれども、雇ってくれますか」という彼のお話をさせていただきながら先へ進めたい。

**2 「親に迷惑をかけ、世間に迷惑をかけたけれども、雇ってくれますか」**

ちょうど機構ができた22年頃、保護観察所から「組離脱を決意し、仮釈放になる予定だったが、ちょっとした反則行為があって仮釈放ができない。機構のほうで予後の仕事を何とか支援できないだろうか」という相談があったので、早速、ある社長と私が刑務所に出向き、本人に会ったところ、本人はまだまだ組員気質が抜けておらず、社長に向かって「俺は、親にはさんざん迷惑をかけて、世間様にもまた嫌われ

とるけん。社長さん、そういう俺だけど、雇ってくれますか」と、ちょっと脅かしたような様子だった。社長は、にこにこしながら「あなたは組を辞めたんでしょう。私も昔はやんちゃをしていたので偉そうなことは言えないが、一緒に頑張ろうよ。地元でやりづらいだろうから、県外の職場を用意しているので、家族と一緒にいいよ」というお話をしたところ、しばらく社長の顔を見つめ緊張しながら、急に「社長さん、お願いします」と、さっきとはうって変わった態度であった。私はその時の彼の急変ぶりが理解できなかったが、そのうちに、その時の彼の急変ぶりが納得できる事態が出てきた。これは後ほど話をさせていただくが、彼はその社長さんの他県の事業所に家族同伴で赴任したが、妻子は環境に慣れず3か月で故郷に戻った。彼は決意固く、いつか来る妻子との生活を夢見て単身で頑張っている。

### 3 実績

ちょうど1年ほど過ぎた23年3月頃、福岡県警察本部の暴力団社会復帰対策アドバイザーがお見えになり、暴力団を離脱した人の就労支援を何とかお手伝いしてほしいという依頼があったので、私は当然ながらと、二つ返事でOKした。

先ほど協力雇用主のお話をしたが、福岡県には福岡県協力雇用主会が組織されており、会長の野口義弘氏がまたすごい人で、「面接した人はみんな雇う。」と言い、もう20年ぐらいになるが、現在160名ぐらい雇っている。野口会長は、「暴力団排除条例というのがあるが、暴力団員といえども排除はせず更生を支援する。離脱を決意した人はなおさらだ。」とおっしゃっているので、これは機構で絶対引き受けなければならないということで、私どもは福岡県警察と一緒に支援をしてきた。結果、平成23年7月頃から現在まで21名を引き受け、そのうち16名を実際に就労支援した。私が全員面談して協力雇用主につないでいる。が、その中には、まだ若いのに糖尿病と高血圧を患っていて、社長に「こんな自分ですが雇ってくれますか」と言うとう社長さんは驚いて、聞いてみると医療保護を受けて治療中とのことだったので、病気がよくなったらいつでもおいでということなどで、他にも理由はあるが、5名ほどは調整中ということである。

16名のうち3人を除いて現在でも続いているが、特に、先ほど話をした彼はいまだに続いているが、彼の急変ぶりの納得がいく話に移りたいと思う。

彼は雇用されてから1年の頃、同僚の2人と諍いを起こし、小柄の彼は殴られたのであるが持ち前の負けん気で反撃し、1人の同僚に怪我をさせ、傷害事件となった。公判ということが予想され、社長は検事さんを何度も訪ね、彼が今起訴されたら元受刑者だからおそらく実刑が確実だろう、そうすると2度と立ち直れないと心底思われ、「私が彼の保証人になります。再雇用し、同僚への慰謝料は私が建て替えて払います。」と、検事さんに懇願され、結果、罰金になり、彼は今も勤めている。

最初に刑務所に行った時に彼が心変わりをしたのは、おそらく社長が自分をここまで信じてくれるということに気付いていたのだろう。彼は、この社長さんならばきっと自分についていけると思ったので急に態度が変わったのだなと思って、ここで私はやっと納得した。

### 4 協力雇用主たちの声

私どもがお付き合いさせていただいている協力雇用主は、皆さんそのような方ばかりである。私どもの機構が福岡県警察から、昨年11月、支援協力顕著なりとして表彰していただいた。その表彰の披露と御

礼を兼ねて関係協力雇用主と座談会を行った。どうして協力雇用主となり、特に一番問題であるかもしれない暴力団離脱者を雇っていただけるのかと聞いたところ、ある社長さんが「組離脱者を雇用して数カ月が過ぎたころ、『出勤する時に嫁がいてらっしゃいと言うので、照れくさいが嬉しいです。組員の時はこんなことはなかった』と言った。こういう人を1人でも2人でも雇うのが我々協力雇用主の使命ではないだろうか」と、また、ある社長さんは「私の会社は多くの組員を雇っているので、職場配置に非常に苦勞する。しかし、人事配置にいろいろ気を遣うことで、むしろ他の社員たちが私の気持ちをよく理解してくれ協力してくれる。逆に私がみんなから支えられている気がする。だからいつまでたっても協力雇用主はやめられない」とおっしゃった。

しかし、苦勞もある。1つは、先ほど室長がおっしゃったように協力雇用主の方々は零細の社長が多い。だから建設業であるならばゼネコンからの仕事を下請けで行っている。当然ながら彼らには入れ墨があり、そういう人たちを連れていくと、門の前で元請けの部長から「この人は現場に入れないでくれ」と言われるそうである。「入れ墨があっても仕事はちゃんとやっているし、社長もついてきているので、仕事をさせてほしいが残念です。」と、そういう思いもされている。

また、県外に出張所を持っている社長は、「彼らは長期にわたり預金通帳口座が作れないので、給与の振り込みができない。業務視察をするために行くのでいいのだが、大金を持っての県外旅行でひやひやしての旅である。」ということもおっしゃっている。そういうことを、実際に社長さん方から多く聞く。

ただ、非常に嬉しかったのは、その社長さん方は、就労支援機構ができてからは、自分たちの思いや愚痴話を言えたり、元受刑者の対象者の人たちの話を聞いてくれる場ができた。機構を通して、社長さん方の輪ができて良かったというようなことをおっしゃっていただき、とてもうれしい思いである。

私は、この機構ができたことで前歴等がある故、就労に困窮している彼らの門戸が広げられ、彼らの自立更生の道に大きい光の筋が見えてきたのではないかと同時に、その責務の重さをひしひしと感じているところである。

## 5 これから

先ほど室長からもお話があったように、私どもは全国機構の傘下で、各都府県と北海道に4の合計50の機構があり、全国展開している。仕事のことに困ったことがあれば機構にいつでもお電話いただければ、対応できる手はずになっている。実際活動に入り6年目であるが、私どもには相当の成功事例ができており、いつかこの事例を、新聞やテレビの方たちを通じて発表できるものならしていきたいと思っている。そして、この就労支援がもっともっと広まるよう、関係機関や団体等との連携を強めていきたいと思っている。

本日のテーマに乗って申し上げたいのは、暴力団組織を離脱させるのはやはり警察でおやりになっていただき、彼らの仕事のことで必要であれば私ども事業者機構にお電話いただければいつでも対応したい。さらに、福岡から他県の事業者機構へつなぐこともできる。その電話先は、092-721-0333である。

最後にお話をさせていただきたいのはある社長からのコメントである。離脱決意をさせてくれた刑事さんが今でも時々彼に「今、元気にしとるか」、そして社長にも「彼は頑張っておりますか」と電話をしてくれているが、これが彼にとって本当の立派な更生につながり、私自身もこれだけ警察の方もフォローしていただいているということで本当に元気になっている、ということ、是非お伝えしてほしい。

いと言われたので、ここで皆様方にお伝えする。

暴力団組織を離脱した人も本当に頑張っていることは先に申し上げたとおりであり、多くの成功事例があることを分かっていただければと思い、これからどんどん私どもにお仕事をいただきたい。

御清聴ありがとうございました。

【パネリスト発表②】暴力団離脱実態と社会復帰について

特定非営利活動法人市民塾 21 特別研究員 廣末 登

「暴力団離脱実態と社会復帰について」というテーマで本日お話をさせていただく。まず、簡単な自己紹介である。

私は現在、久留米大学で社会病理学の非常勤講義を持っており、また、様々な大学でお話をさせていただいている。本職はおそらく作家だろうと思う。加入に関しては、新潮新書から今年（平成 28 年）の 7 月に『ヤクザになる理由』という本を出版している。それから今月（平成 28 年 10 月）28 日に『組長の娘』という本が、新潮文庫からワンコインで出版される。そちらには離脱に関しての知見、また、地域社会等における社会復帰支援の具体的な話も載せているので、良かったらお手にとってご覧いただきたい。

では、なぜ暴力団研究なのかという点については、必ず質問される。実は私が不良をしていた時、同級生等がやくざに入ると、普通は同僚の噂をする時に「あいつ、最近なんぼしちよっちゃろうか」と言う。やくざに入ったとなると「○○君、最近どげんしちよっちゃろうか」になる。1 年ぐらいたつと「○○さん、最近どげんしとうと」と、だんだんリスペクトされてくる。やくざになると偉くなるのだろうかというのが私の最初の疑問だった。それが私の原問題となり、大学院に入って 2003 年から暴力団加入の研究という形で着手した。以来 13 年間、暴力団の研究を続けている。

ちょうどタイムリーに 2014 年に日工組社会安全財団の助成金をいただき、離脱研究に取り組んだ。詳しいデータはお手元のレジメに一覧表があるので、参考にさせていただきたい。

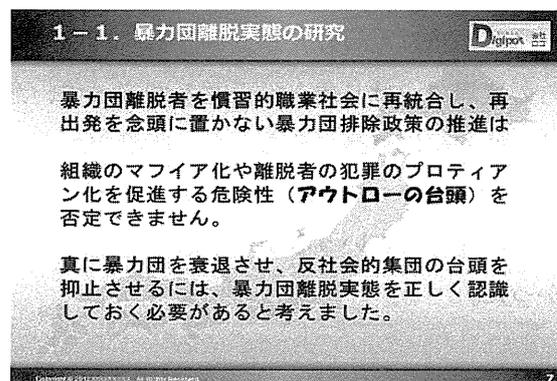
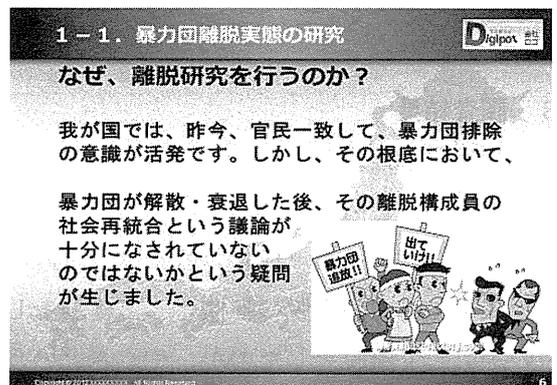
福岡は暴力団過密県と言われるところである。そして、福岡県は最初に暴力団の排除条例も制定した自治体だから、離脱に関しては研究しなければならないということで、頑張って研究を続けてきた。

1 暴力団離脱実態の研究—イントロダクション

昨今、官民一致して暴力団排除の意識が非常に活発である。しかし、その根底において、暴力団が解散・衰退した後、その離脱構成員の社会再統合という議論がまだ十分にされていないのではないか、議論の余地があるのではないかと考えた。

離脱者を慣習的な職業社会に再統合し、その再出発を念頭に置かない排除政策の推進は、組織のマフィア化あるいは離脱者の犯罪のプロティアン化を促進する危険性、すなわちアウトローが新しい脅威として出現することを否定できないのではなかろうか。真に暴力団を衰退させ、反社会的集団の台頭を抑止するためには、離脱実態を正しく認識しておく必要があると考えた。

私どもの研究の目的は 2 つである。1 つは、暴力団の離脱における実態、すなわち、なぜ離脱をしたのか、いかに



離脱をしたのかを知りたいということ。もう一つは、そうしたエビデンスに基づいて暴力団の円滑な離脱と社会復帰のための政策的な提言を試みたいということである。

その意義は、暴力団の円滑な離脱と、離脱者のアウトロー化を防ぎ、真の社会復帰、慣習的な職業社会への再統合を考えることにある。

## 2 誰に、どうやって調査したか—調査手続

決してそんなに数は多くない。調査対象は、元暴力団員、現組員、元親分を合わせて 11 名である。調査地点は主に大阪ミナミの周辺である。但し、福岡が 1 件ある。調査期間は 2014 年 5 月 7 日から約 1 年、翌年 3 月 5 日までである。

調査方法は半構造化面接である。聞き慣れない言葉かもしれない。よく会社の面接などで行われるのは構造化面接であり、半構造化面接はもっと緩い。その状況に応じて態度を対応させていくフレキシブルな面接である。

なぜそのような方法を用いたかという、最近の暴力団調査は、一番新しいのが 2011 年に実施されている。昨今の調査は、刑務所の中で行われるのが主流である。それもアンケート調査である。学会において調査した先生に質問したところ、雑居房でアンケート用紙に記入したりしているので、それで本当のことを言うだろうかとの疑問が生じた。また、回答率がだんだん下がってきて、今はほぼ半数になっている。そこで、街にいる元あるいは現在の人に聞いてみようと考えたことが発端である。

## 3 調査結果

なぜ離脱したのかという、全ての方が結婚を経験している。子どもができた、刑務所への長期収容、親分等上司が替わった「代替わり」や、「破門」といった出来事を暴力団離脱の転機として経験をしている。

いかにして離脱をしたのか。やくざというエンコ詰めというのが条件みたいな感じがするが、2 名は離脱時の断指がみられたが、いずれも強制ではなく、自らの意思で、けじめという事で行ってた。その他は、他の組に移籍するとか、組織内からは指を落としてけじめをつけろという声もあったけれども、最終的には堅気になるならという条件で破門・ところ払いになったという者がみられるくらいで、特に離脱の障害になるような掟と言われるものはみられなかった。

**1-2 暴力団離脱実態の研究 (目的と意義)**

■ 目的  
 (1) 暴力団の離脱における実態、「なぜ離脱したのか」、「いかに離脱したのか」を知ることが目的です。  
 (2) エビデンスに基づき、暴力団の円滑な離脱と社会復帰のための政策的提言を試みることに。

■ 意義  
 私たちの研究は、暴力団の円滑な離脱とアウトロー化を防ぎ、社会復帰・慣習的な職業社会への再統合を考える上で意義があると考えます。



**2. 誰に、どこで、どうやって調査したか**

■ 調査対象 → 元暴力団、現役組員、元親分 (11名)  
 ■ 調査地点 → 主に大阪のミナミ周辺 (内福岡1件)  
 ■ 調査期間 → 2014年5月7日から2015年3月5日  
 ■ 調査方法 → 半構造化面接  
 ■ なぜ、そのような方法を用いたのか?

→ 最近の暴力団調査は、「刑務所の中」でのアンケート調査が主流。回答率が約半数? 雑居房でアンケート用紙記入して、本当のことを回答するか?



**3-1. 調査結果**

**(1) 暴力団離脱実態 - 「なぜ離脱したのか」**

全ての者が結婚を経験しており……

① 子どもができたこと  
 ② 刑務所への長期収容 (子どもに会えない)  
 ③ 親分など上司の変更  
 ④ 破門という出来事  
 こうした出来事を暴力団離脱のターニング・ポイントとして経験



離脱者が直面する問題は、結婚することで家族という最低限の社会関係資本（重要な他者との関係）は有しているが、やはり安定した就業が困難であるということである。そして、私が調べた範囲では、彼らは住み慣れた近隣において生活をしている。銀行口座の開設ができないとか賃貸契約ができないとか、そういう苦情はよく耳にした。

あとは、いわゆる組長とか幹部クラスの方は、いずれも離脱後に安定した仕事に就いている自営の方が多い。それ以外の方は無職になる傾向があった。これは、やくざの人に聞くと、「チャッカリやくざ」と「イケイケやくざ」の2種類のやくざがいるという。「チャッカリやくざ」は、ちゃんと現役の時に2つの通帳を使い分けて、お金をためているから元手がある。「イケイケやくざ」は宵越しの金は持たない、お金が入ったら使ってしまうという感じで将来設計ができていないと言っていた。実際にそういう傾向がみられた。

また、無職者の場合は、本当にこれが怖いのだが、離脱後にアウトローになる傾向がみられた。これは半グレとは違う。先ほど犯罪のプロティアン化と言ったが、アウトローになる人は元やくざだから犯罪スキルを身につけている。また、犯罪のネットワークや人脈がある。そういったものをアウトローになっても活用するから、アマチュアの半グレとはちょっと違う。やっていることは覚せい剤、偽造（これは身分証明書の偽造が多かった）である。それから窃盗、恐喝と、お金になることだったら何でもするというのがアウトローのスタンスである。こういう者が海外のマフィアと組んで悪いことをしたら恐ろしいというのが、率直な懸念である。

無職者になるハンディが、刑務所などへの収容経験、指がないとか文身があるとかいう問題、職業社会での経験がない、あとは学歴が低い。そして、現在は、元暴力団員という烙印が押される暴排条例の規定がある。この条例で、離脱後も5年間は暴力団員等とみなされるから、一定程度社会権が制約される。

あとは、暴力団と関係すると、企業が社会的制裁を受ける可能性があるということで企業も萎縮をしている。だから、積極的な雇用に難色を示しているというもうなずけるところである。実際、7月に北九州市がアンケートを取ったところ、約40%と非常に回答率も低く、回答した企業も80%以上がお断りだと否定的な見解を述べていた。

**3-2. 調査結果** Digitop

**(2) 暴力団離脱実態－「いかに離脱したのか」**

離脱に関しての処分において、「障害があったか」という問いに対して・・・

- 指つめの実態  
二名に関しては離脱時の断指がみられたが、何れも強制ではなく、ケジメとして自らの意思で行っている。
- その他  
「他の組に移籍しないこと」、「組内から指落としてケジメをつけるべきとの声もあったが、カチギにという条件で鞍門・ところ払いになった」という条件が見られる位で、特に離脱の障害になるような疔は見られなかった

Blood in blood out というような傾向は、残っている

11

**3-3. 調査結果** Digitop

**(3) 暴力団離脱実態－離脱者が直面する問題**

結婚することで、家族という最低限の社会関係資本（重要な他者との関係）は有するものの、安定した就業が困難であること、離脱者は、住み慣れた近隣において生活している。  
※銀行口座開設できない、賃貸契約できないなど  
※工藤會の組員は遠隔地に行くことを希望する傾向があると、福岡県警当局関係者談。

- 首領や幹部級の者は、何れも離脱後に安定した職に就いている一方、それ以外の者は、無職者となる傾向。
- 無職者は、アウトローになる傾向がみられた！

**シノギは、覚せい剤、偽造、窃盗、恐喝と、カネになることなら、何でもアリ**

12

**3-3. 調査結果** Digitop

**■無職者になるハンディ**

- ・刑務所などへの収容経験
- ・指がない、文身などの問題
- ・職業社会での経験がない
- ・学歴が低い

- ・何より、「暴力団」という烙印から暴排条例の規定→ 離脱後5年間は暴力団員等とみなされること。社会権が制約される
- ・暴力団と関係すると企業も社会的制裁を受けるから企業が萎縮しており、積極的な雇用に難色。

13

#### 4 本研究における理論的視座の検討

私どもの研究において理論的視座を検討するに当たり、 Sampson=ラウブの「年齢によって段階づけられたインフォーマルな社会統制理論」を参考にした。これは、非行や犯罪的生活にはターニングポイントをもたらす出来事があるという主張である。それは結婚、そして安定的な仕事への就業であり、これらを契機に逸脱的だった者も、社会的なボンドを回復して普通の社会生活を営むことが可能になるということである。

先ほど守山先生からお話があった、なぜ犯罪をやめるのかという理論の1つである。

彼らの理論仮説は、成人期に形成される社会的ボンドや、社会関係資本から生じるインフォーマルな社会的な統制が、従来の犯罪的な性向の差異とは関係なく犯罪行動の変化を説明するというものである。

ここで言う成人期に形成されるボンドや社会関係資本は、凝縮性が高く成員のきずなが強い家庭、そして安定的な仕事、また、近隣社会との人的なつながりであり、これらが他者への義理や自制といったインフォーマルな社会統制を生じさせると主張している。

#### 5 本研究が示唆する政策的含意

この理論と私どものデータをすり合わせると、成員のボンドが強い家庭や安定した仕事、近隣社会関係といった社会関係資本から生じるインフォーマルな社会統制が、従来の犯罪性向の差異とは関係なく暴力団からの離脱を説明すると言えるのではなかろうか。

この Sampson=ラウブの考え方は、欧米におけるギャングの離脱支援プログラムの中核をなす考え方である。これを参考にすると、暴力団の離脱対策は離脱におけるプッシュ要因、プル要因を念頭に置く必要があるのではなかろうか。

プッシュ要因とは、まさに警察の皆様の御尽力であるが、暴力団から押し出す力ということである。取締り強化によって経済的な利益、あるいは恩恵がだんだん減っていくことは、暴力団に属するうまみがなくなり、個人を暴力団から遠ざけるわけである。

そして、プル要因は、社会が離脱をしやすくする力である。暴力団以外のルートの生き方、つまり、合法的活動と道筋に引きつける環境と状況である。例えば、

4-1. 本研究における理論的視座の検討 

(1) Sampson=ラウブの「年齢によって段階づけられたインフォーマルな社会統制理論」(Sampson=Laub, 1993)

暴力団離脱に資する理論的主張は、以下の部分である。非行・犯罪的生活にターニング・ポイントをもたらす出来事がある。  
それは結婚(あるいは出産)と安定的仕事への就業である。  
これらを契機に、逸脱的な者も社会的紐帯(ボンド)を回復して、普通の社会生活を営むことが可能となる。



Copyright © 2012 Digitalpot. All Rights Reserved. 14

4-3. 本研究における理論的視座の検討 

(2) 予備的な仮説の設定

この Sampson=ラウブの考え方を、本研究のデータとすり合わせると・・・

〈成員の紐帯(ボンド)が強い家庭や安定した仕事、近隣社会関係といった社会関係資本から生じるインフォーマルな社会統制が、従来の犯罪傾向の差異とは関係なく、暴力団からの離脱を説明する〉

Copyright © 2012 Digitalpot. All Rights Reserved. 16

5-1. 本研究が示唆する政策的含意 

Sampson=ラウブの考え方は、欧米におけるギャング離脱支援プログラムの中核をなすもの。  
e.g., "Leaving Criminal Youth Gangs: Exit Strategies and Programs" (Hastings, et al., 2011)

そこで……  
欧米のギャング離脱支援プログラムを参考にすると……

暴力団離脱対策は  
離脱におけるプッシュ要因とプル要因を  
念頭に置く必要がある (Decker=Pyrooz, 2011; Young=Gonzalez, 2013)

Copyright © 2012 Digitalpot. All Rights Reserved. 17

5-2. 本研究が示唆する政策的含意 

・プッシュ要因 (暴力団から押し出す力)  
暴力団離脱におけるプッシュ要因とは、当該集団に属し続けることへの魅力の欠如——警察の取締りの強化に起因する経済的利益や恩恵の減退——は、個人を暴力団から遠ざける

・プル要因 (社会が離脱しやすくする力)  
プル要因とは代替性を指す。それは個人の生活における暴力団以外のルート、合法的活動と道筋に引きつける環境と状況——たとえば、個人が配偶者や子どもを持ち、地域社会に再統合されて安定的に就職すること

たとえるなら……  
「北風と太陽」  
政策のようなもの



Copyright © 2012 Digitalpot. All Rights Reserved. 18

個人が奥さんや子どもを持ち、地域社会に再統合されて安定的に就職ができる、生きていけるということである。

この政策は例えるなら「北風と太陽」のような関係にある。これは検討に値すると考える。

現在、官民一体となった取組によって内的な要因は非常に高まっている。本当に暴力団にいても以前のようにおいしい思いができないというのが現実である。しかし、今後検討して試みていくべきは外的要因に重きを置いた施策ではなかろうか。大切なのは、官、民、地域社会の協働に加え、更生しようとする暴力団離脱者が、職場、近隣、地域社会の人々と人的なつながりの質を高めていくことではないかと考える。

## 6 明るい社会構築のために与えられた課題

暴力団離脱者の社会復帰を考えるためには、一般の人との社会関係の保持や、安定した生活様式の確立のための生活指導を当然念頭に置く必要がある。これは刑事施設等で十分に指導はなさっていると思うが、さらに加えて、彼らの社会関係資本を発達させ、人的なつながりの質的向上を図り、奥さんや労働のみならず、近隣の地域社会がむら社会として、社会的な紐帯を強化することに留意する必要があるのではなかろうか。これらが整って初めて社会復帰施策は暴力団における離脱のプッシュとプルの両要因を推進させることが可能になると考える。

その上で、成功事例を一つ一つ積み上げて、それを社会で共有していくことが非常に大事ではないか。

## 7 社会の目、社会の取組

社会の目ということで紹介させていただくと、例えば、朝日新聞でも、就労後もきめ細かく見守るといった取組がさらに広がるよう社会が後押ししていく必要があると言っている。

私が知る限り、暴力団を辞めて堅気になったけれども、職場でいじめられて辞めざるを得なくなったという人も結構多い。そうなるともた悪い道に行くから、ぜひとも社会全体で更生を手助けしていけたらということが、私の願いである。

**5-3. 本研究が示唆する政策的含意**

- ・プッシュ要因は、暴力団における内的な要因であり、
- ・プル要因は、外的な要因であるといえる。

現在は、官民一体となった取り組みにより内的要因は高まっているので  
(暴排条例などによる圧力)  
今後、検討し、試行すべきは外的要因に重きを置いた施策である

大切なのは、官、民、地域社会の協働に加え、更生しようとする暴力団離脱者が、職場・近隣・地域社会の人々と、人的なつながりの質を高めること。

**6. 明るい社会構築のために与えられた課題**

暴力団離脱者の社会復帰を考えるためには

「一般の人との社会関係の保持や安定した生活様式の確立のための生活指導」を念頭に置かなくてはならない。

さらに加えて、彼らの社会関係資本を発達させ、人的なつながりの質的向上を図り、配偶者や労働のみならず、近隣の地域社会がむら社会（Villages）として、社会的紐帯を強化することに留意すべきである。

これらが整ってはじめて、社会復帰施策は、暴力団における離脱のプッシュとプル要因の両輪を推進させることが可能となる。そのうえで、成功事例の一つひとつ積み上げ、それを社会で共有することが大切である。

**7-1 社会の目、社会の取組**

山口組分裂—抗争封じ、壊滅めざせ  
『朝日新聞』2015年9月3日

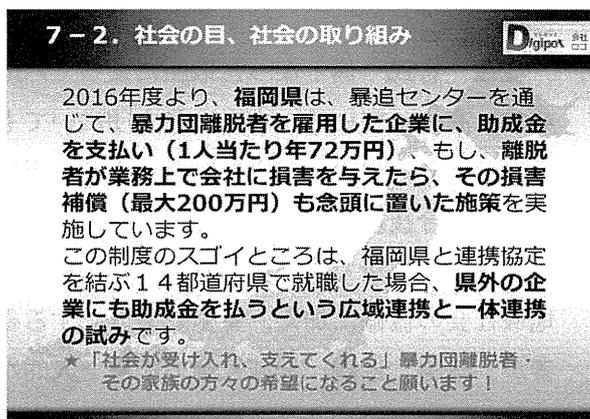
全国で毎年500人前後が組を離れているが、「仕事に就けないのでは」との不安から離脱をためらう組員は多いという。

受け入れ企業を増やし、就労後もきめ細かく見守る。そんな取り組みがさらに広がるよう、社会が後押ししていく必要がある。

2016年度から福岡県は暴追センターを通じて離脱者を雇用した企業に対して助成金を支払っている。年間72万円である。

更に、離脱者が業務上で損害を与えたらその損害補償も念頭に置いた施策を実施するということを発表している。この制度のすごいところは、福岡県と連携協定を結ぶ14都道府県で就職をした場合に、県外の企業にも助成金を払うという広域連携、一体連携の試みである。

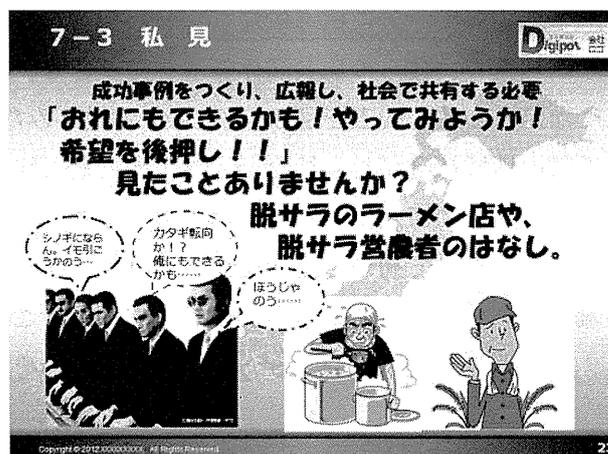
そうすると、暴力団を辞めた方、今から辞めようかなという方には、社会が受け入れて支えてくれるのだという、希望を与えるのではないかと思います。



現役の暴力団員が「俺たちは迷子になっている。今さら、もう戻れんやろ」と言ったけれども、そうではないということを示すとても貴重な試みだと考える。

これは私見である。いつもマスコミに言っているが、なかなか載せてくれない。繰り返しになるが、成功事例を作って広報して、社会で共有する必要がある。「俺にもできるかもしれない、やってみようか」という希望を後押ししてほしい。

よく、脱サラをしてラーメン屋を始めたとか、脱サラをして農業を始めたという人のところにカメラが行ってインタビューをしている番組がある。そうすると、「なかなか自営業をするって大変だけど、お客さんが『大将、ラーメンうまかったばい。また食いに来るけんね』とってくれた時は、思い切って脱サラ起業して良かったなと思いますよ」と言っている本当に生き生きとした店主の顔を映す。暴力団離脱の社会復帰成功事例も、そういった広報が必要かと思う。



成功事例があると、あいつができるなら俺もできるだろうというのが人間の心理だと思うので、ぜひとも今後はこういう点も留意していただければと思う。

私は実務家でも警察関係者でもないから、何はできて、何はできないということは分からないが、是非、これからも御指導、御教示を賜れたらありがたい。

### 【パネルディスカッション】

河合 私から最初に全体をまとめるような話をし、その上で各先生方に御質問をする形にしたい。また、その中にフロアからいただいた質問票も混ぜる形にする。

最初に私が挨拶で言ったことからお話をしたい。私の最初の挨拶で、この暴力団の話はそもそも刑務所出所者の社会復帰支援全体の中の1つだ、それは平成20年にできた「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」に位置付けられていた、そこから始まるという話をした。もちろん政府全体として取り組んだのが平成20年ということであり、田島室長から話があったように、厚生労働省や法務省、それぞれが携わっておられたという意味では平成18年なりさらに早い時期からであるが、政府全体という意味では平成20年からである。

その中になぜ刑務所出所者の社会復帰支援が位置付けられたのかということ、犯罪に強い社会をつくるために、犯罪に陥りやすい犯罪脆弱者を含めて社会の構成員に位置付け、社会のメンバーとして活躍をしてもらおうという意味で、social inclusionあるいはsocial bondの中に位置付けるという観点から、それぞれの行動計画の項目の題名は〇〇社会の構築という言い方をしている。これはあくまでも犯罪に陥りやすい人も含めて社会の中に位置付け、その中で代表的な問題はというところの刑務所出所者の問題であり、この人たちはいつも犯罪に陥りやすいという言い方から始まったところである。

その際には当然、地域社会とのつながり、関係機関とのつながり、警察とのつながり、あるいは学校、様々な関係機関が必ず面倒を見るというか包摂をし、インクルージョンして一員として頑張ってもらえるように自治体も含めて支えるということが必要だということが考え方としてあった。

それが暴力団対策としてどう対応できるのかがようやくまとまってきて今回のお話に至る。

その上で、本日は守山先生、福岡県警察、法務省から、社会復帰支援について様々な関係機関がどのように連携をするのが大事かというお話があった。また、刑務所出所者の再犯防止対策という意味では、犯罪対策閣僚会議において再犯防止に向けた総合対策あるいは「犯罪に戻らない、戻さない」といった再犯防止に関する宣言が決定をされ、政府一体となった対策が進められているという説明が守山先生、法務省からなされた。

最初に、議論の皮切りということで田島室長にお聞きする。政府一体となった対策を進めたわけであるが、法務省が今後実施するという観点、あるいは他の行政機関に対して求めることはどのようなことになるのかをお話したい。

田島 様々な先生方のお話を聞いて私なりに考えたことも多くあるが、今日の暴力団対策について、まず就労支援の切り口から言うと、刑務所出所者の社会復帰支援の要になるのは就労の問題、そして住所の問題、そして息の長い支援をどのようにつなげるか、それを総合的にやるにはどうするかということがある。

ただ、それをやるためには一つ一つのことを丁寧に積み重ねるしかなく、例えば私の担当することでは言えばまずは協力雇用主がまだまだ足りない。それをどのように増やしていくかと、協力雇用主に対する支援をどのように充実させていくか。協力雇用主の実際の話が北崎事務局長のお話にもあったが、仕

事以外の苦勞をかなりのところで担っていただいているのが実情であろう。そういうところで分担できるものは分担し、制度化できることがあれば制度化するということで協力雇用主に対する支援の充実をもう少し具体的にできないかと思っている。

例えば、協力雇用主に対して去年から法務大臣の感謝状を差し上げるようにしたが、適切に評価をするということも1つだと思う。協力雇用主の存在を知っていただいて、評価していただくような取組も今後行っていかなければならないと思っている。

また、先ほど説明したとおり各行政機関においても非常にきめ細やかな取組がされており、例えば公共工事の入札制度や保護観察対象者の直接雇用等、様々な取組をしている。そのほかにも、自治体によっては就労に関する資格制度の助成をしていただいたり、給与の補助、様々な自治体が創意工夫の中で就労支援施策をやっている。その枠の中に刑務所出所者を混ぜていただきたいということと、積極的にやっている自治体の取組を全国的なネットワークの中でできるようにという働きかけを今後進めていきたい。

**河合** 続けて守山先生にお伺いしたい。今回、イギリスの話やボストンの話があった。特に、私にとってはボストンの話は、David Kennedy というこの警察政策フォーラムにも来ていただいた先生のお話だったので、非常に懐かしく思った。私自身もハーバードの研究員のときに教わった先生で、今、ジョン・ジェイ大学の教授をしておられる。

そのイギリスの話やボストンの話の中で多機関連携ということが強調されていた。また、今の田島室長のお話や先ほど私が話した政府一体となった対応も重要だという話は守山先生のお話でもうかがわれるかと思う。多機関連携、あるいは政府一体となった対応という観点で、どのような点に留意すればよいかをお話しいただきたい。

**守山** 私のイギリスの研究で1つ非常に明確になったことは、今、犯罪問題を単一の機関で処理することはもう考えられないというのがイギリスの現状である。

イギリスでは、1990年代ごろから多機関協働という言葉が既があり、20年以上前から多くの論文で多機関協働という言葉を使っていた。これは最初は crime prevention (犯罪未然予防) の領域で、先ほど所長がおっしゃったように教育機関も含めて様々な機関が関わるということであった。

ただ、多機関協働の初期の段階において、イギリスの場合は、多機関協働はしているけれども、その協働して連携している機関の中で実は主導権争いが行われていた。はっきり言うと、少年問題を教育機関、警察機関、場合によっては少年保護機関が関わって解決しようというときに、実際には警察機関の発言力が非常に強く、結果的には警察機関が牛耳っていたみたいな指摘も多々聞こえてきた。

こういう多機関協働というのは最近はやりの言葉であるし、非常に美しく聞こえるが、実際に内部を見ると、必ずしも言葉どおりにはいっていないというか、どうしても機関同士のセクショナリズムや主導権争いが今までイギリスではあった。

ところが、今や犯罪問題を単一の機関で扱うことは考えられなくなっているのです。今はそうも言っていられない。協働しないと成果も上げられない。イギリスの場合には、さっきの数値目標ではないが、明瞭に政権が犯罪問題で何%減らすということを選挙の公約で示している。そして、各機関必死である。

今ではイギリスの多機関協働はこなれてきたというか、非常に各機関が連携し合って本当に協働して成果を上げようというムードになりつつある。ただ、過渡的な時期では様々な弊害もみられた。

日本の多機関協働はどうか。私は実務家ではないのでそれほどよく分からないが、我々が大学院時代に聞いた話では、法務省の中でも保護と矯正はあまり仲良くない。法務省の建物で14階と15階にあるが、14階と15階は殆ど交流していないというような話が我々には聞こえてきた。もしかしたら警察と法務省もそういう関係だったのかなという気がしないでもない。

ただ、今や矯正局の中にも更生保護支援室みたいなものができている。もう、矯正が更生保護を扱う時代になってきている。また、最近では検察庁の中にも更生保護支援を行う部署ができている。更生保護を行うのは保護局の独占領域ではなくなっている。それを各部署がどう感じるかだと思う。予算の獲得等が役所にはあるだろうからいろいろと思惑はあるにしても、今や、ある領域がこの独占領域とは言えない。

福岡県警察が組織犯罪に対して所得税でアプローチするというのは非常に画期的だと思うが、これも税務署、税金を扱う部署と警察の部署が協働してやらないとできない仕事であるし、私が見る限り、専門領域、独占領域だと思われていた担当部署が必ずしも積極的に活動していない、むしろ他の部署が代わってやればもっと成果が上げられるという部署は幾らでもあると思う。

そのように各機関がセクショナリズムを取り払い、できるところはどんどん組んでやろう、お互いに成果を共有しようという時代に入らないと、先ほどイギリスの話にあったように、犯罪問題を単一の部署で扱うことはもう考えられない時代に日本もなっていると思うが、今日のフォーラムはまさしくその契機になると私は考えている。

**河合** 今回のフォーラムが、今後様々な機関が、法務省なら法務省、警察庁なら警察庁のそれぞれの部署がということではなく、全体としてどうなのか、さらに社会としてどうなのか、政府としてどうなのかを含めて考えていけばいいのではないかと。

**守山** 言い忘れたが、そういう多機関協働をやる場合に1つイギリスの例でヒントになると思っているのは、少年の領域において、link officer というものが最近作られた。link officer というのは簡単に言うとコーディネーターである。多機関協働をやる時に、ある1つの部署がリンクさせる、コーディネートをするということである。

今日の話で言えば、保護の領域の話も矯正もやれば警察もやるという話だが、それを誰か、客観的な第三者と言っていいかどうか分からないが、まとめ役の専門部署を作る。one stop shop と呼ばれていて、1カ所で全部それを回す。さっきのコミュニティーセンターの話も結局裁判所が一種のリンクになっている。

そういう意味で言えば、ワンストップで、ここに行けば全部そこが仕切ってくれて、この問題はあそこに頼もう、この問題はここに聞こうとコーディネートしてくれたりリンクさせてくれるような、予算の問題その他、あるいはどこに置くか、必ずそういう問題になるかとは思いますが、願わくば、そういうリンクさせる、コーディネートさせる部署があると、本当に暴力団を離脱したいという人が誰に相談していいか分からないといったときに、あそこに行けば全部やってくれるとなるので、ありがたいと思う。

今日、就労支援の北崎氏の話を知ると、うちで全部、相談してくれれば何でもやりますよという話であればそういう one stop shop になり得るのかなという気がしたが、イギリスはもうそれをやっている。

**河合** 私が言いたかったことは今、守山先生がつけ加えられたが、多機関連携をしていくことがとても大事だということの中でも、インターフェースをどう作ってどう連携を進めていくのかが1つ大きな必要なことと思った。

さて、一方、今回は究極の暴力団対策として社会復帰・就労支援を進めるということをや大きな声で言っているが、なかなか進まなかった理由の1つに、暴力団対策について、そもそも暴力団のような反社会的な人間に対して面倒を見る必要があるのかという大きな声があるのではないかと。なぜそういったことを招いたのかは自分の責任だという考え方もあり得るが、一方で、廣末先生がいろいろ研究されている中では、様々な環境の問題や様々な影響があつて暴力団構成員になったという行く末も考えられているところである。

ただ、そういう中でやはり考え方として社会をどう作っていくのかということでは、個人の更生を後押しして暴力団から離脱させることは、どんな力を使おうとも、組織の基盤を切り崩すという暴力団対策の大きな意味でのつながりは当然ある。そのためには暴力団の社会復帰支援の必要性があるということをや社会全体でも理解してもらうことが必要ではないかと。それをまさに廣末氏や守山先生、福岡県警察から強調されたのではないかと。思う。

この観点について、最初に廣末氏から、社会における理解をどのように促進するのかという観点からお話いただければと思う。

**廣末** やはり、成功例、そして失敗例についての広報をしていく、社会で共有していくこと、なぜ成功したのか、なぜ失敗したのかを、専門家、実務家、協力雇用主から分かりやすく解説をしていただきたい。率直な振り返りなく前進はないと思う。

その分かりやすさというところが微妙で、私の卑近な例では『ヤクザになる理由』という新書を書くときに非常に苦労した。これでもかこれでもかとやっても、分かりにくいと編集から突き返される。日ごろ犯罪学の世界で生きている人間からしたら当たり前前のが分かりにくいのかということや、本当に学ばせていただいた。専門用語ではなく、一般の方が容易に理解できるよう、広報にもこれから工夫をしていく必要があるのではないかと。ということをつくづく感じた。

広報を発する方もそうだが、受け手の方、一般の方々に対しても、我々の学会でも言われているが、今、世の中は私事化が進んでいる。どうしても自己中心的にならざるを得ないような世の中になっている。しかし、この問題は一般の方にも協力をいただかないといけない問題、社会全体で対応しないといけない問題であるとする。対岸の火事と思つたら、本当に安心・安全かつ健全な社会はなかなかできない。国民一人一人が取り組んで初めて一億総活躍の社会になるわけで、そこを御理解いただきたい。

なぜかということ、一番被害者になり得る人は社会的弱者である。お年寄りや未成年。今みたいにスマホがあつて全然見知らぬ他人とコンタクトを持てるような世の中で、私たちと違って、家の中においても犯罪・非行に巻き込まれる可能性が多々ある。本当に明るい明日の日本を考えるためには、一般の方々にも少し関心を持っていただく必要がある。

そのために、最初は発信する側が努力をして工夫をしていくことが大事と考える。

**河合** 私が最初に述べた話、暴力団の社会復帰・就労支援について、そこまでする必要があるのかというか、対応することについての是非が言われることがある。それについて持丸管理官から、暴力団の離脱支援等に警察が関わること自体についての批判があった場合にどのように考えるかを、社会の理解を求めることと併せて御説明いただきたい。

**持丸** 社会における理解の促進と、県警察がなぜここまで取り組むのかであるが、先ほども述べたようになぜ暴力団にここまでするのかという声は耳にする。特に、私は今のポストの前任が保護対策の担当で、被害者と接触することもあったが、特に、被害関係者からはなぜという声がある。それが実態である。

確かに暴力団という個人がいる。その個人が憎いというのも確かにあるだろうが、しかし、憎い、怖いのはその個人というよりもそのバックにいる山口組なり工藤會が根本にある。例えば、なぜこの個人をそこまで支援するのかというところと確かにどうなのかという疑問が湧くかもしれないが、その根本的な暴力団組織を壊滅させたくないですかと言うと、殆どの方はそうしてほしいと思う。

この問題は、様々な声はあるが、看板にあるように「暴力団の弱体化・壊滅」のための対策だという根本的なところを御理解いただきたいし、我々もその理解を深めていく努力をしていく必要があると考えている。

なぜ警察がここまで前面に出るのかであるが、やはり対暴力団である。一般の方々は非常に恐怖心を抱いている。そういう意味でも対暴力団という意味では警察が前面に立つということは必要だと思っている。

就労支援に関しては、警察が前面に立ってやっているのもそう見えるかもしれないが、例えば北崎先生や就労支援事業者機構の方、また、ハローワーク、県の労働局と、社会復帰対策協議会を構築している。離脱支援した組員が就労したいというときには連携し、それぞれの役割と権限を果たしながら就労支援を進めている。その辺りは県警が前面に出つつも多機関連携をやっているのが実態である。

**河合** それぞれの先生方からお話があったように、社会の理解を得ながら、社会復帰支援がいかに暴力団対策として大事かということの理解を求め、また、最初の質問でお話ししたように関係機関との連携を進めながら、警察が全部をやるということではもちろんなく、あくまで関係機関とうまく連携をしながら、その持ち場持ち場をインターフェースを通じながら進めていくことに意味があるのではないかと、今、話を聞いて思ったところである。

具体的な話に入りたい。法務省からは、協力雇用主は増加しており、奨励金制度の導入等によって刑務所出所者を実際に雇用している企業の数も増加しているというお話もあった。ただ、まだまだ企業の業種や従業員数等に限界があるということから、どんどん進めていく必要がある、さらなる対策が必要だというお話があった。

また、警察、保護観察所等と民間企業をつなぐという意味で御苦勞いただいている北崎事務局長からは、協力雇用主の生の声をお伝えいただいた。

まず、北崎事務局長に、協力雇用主と実際に接触する立場から、今後暴力団員を雇用する企業を増加するためにどのような対策が必要かを、生の声として御感想をいただきたい。

**北崎** 先ほどからお話に出ているように、まず、協力雇用主に対する様々な助成制度や施策的なことがどんどん進んでいるので、それをこれからもより質的・量的に進めていただければというのが私の立場から申し上げたいことである。

もう1つ、非常にありがたいと思うのは、先ほど室長からお話があったが、協力雇用主に対する表彰によって協力雇用主は大変元気づけられる。昨年福岡県警察からは事業者機構に表彰をいただいた。しかし、それは表彰された方に聞くと、本当は社長個人個人に差し上げたいけれども今の時期では早いで、事業者機構が取り組んだということで機構の会長を表彰するという形を取ったということである。本当にありがたいことであり、実際に雇っていただいている協力雇用主に是非そういう制度を進めていただければ、社長さん方も本当に元気になれる。

もちろん協力雇用主は彼らを雇うわけであり、当然ながら労働力をお買いになるわけだが、そのほかに大変御苦労があるので、それに対する助成制度も大事である。

しかし、協力雇用主は、助成制度はあまり必要ないと言う方が実は結構多い。特に、先ほど申し上げている福岡県の協力雇用主会長野口義弘は「あまり助成制度をやっていただくと我々が逆に助成制度で起業しているのではないかと取られかねないので、そのあたりは助成制度を執行される方がもう少し中身のことを考えていただければ」と言っている。これはどういう中身になるか私もわからないが、それは皆さん方でお考えいただければと思う。

福岡県だけの話をすると、協力雇用主は703社あるが、確かに建設業が448社で63.7%である。ただ、この頃、ガソリンスタンドや自動車整備工といったサービス業関係の協力雇用主も増えてきている。暴力団離脱者は非常に元気できっとみんな建設業に行くのではないかと思ったら、意外にそうではなく、軽作業やITに行きたいという人もいる。こういう職種をこれから我々は増やしていかなければならないと考えている。また、近ごろタクシー会社に勤めたいという人がいて、幸い、福岡県はタクシー会社が結構あり、そこに就労した人が1人いる。

数を増やすこともさることながら、業種を増やしていきたいというのが私どもの狙いである。商工会議所の協力を得て開拓をしていきたいと思っている。幸いに福岡県は福岡県商工会議所連合会の会長も役員に入ってくださいことになったので、これから大いに期待ができるのではないかと思っている。

さらに、先ほど廣末先生もおっしゃったように、成功事例、失敗事例があるので、これを協力雇用主の中で大いに議論し合っていきたい。協力雇用主の集まり、研修会なりシンポジウムなりをこれから機構の方で考えていかなければならないと思っている。

こうしたことを総合的に考えながら協力雇用主を増やしていきたいと思うが、実は大変嬉しい悩みがある。たまたま今年の3月に協力雇用主の研修会をやったときに突然、会場から「私はあなたから勧められて協力雇用主に登録して、5年間登録しているけれども、1人も回してくれないじゃないか」という、そういう嬉しいお叱りをいただいたことがある。実はできるだけ対象者を、発掘するわけにはいかないが、そういう対象になる人たちをできるだけ多くの協力雇用主に回していかなければならない。先ほど守山先生がおっしゃったように、そういうコーディネートをするものをもっと少し我々も勉強してい

かなければならないと思っている。

**河合** 今、北崎氏から様々な生の声ということでお伝えいただいたが、これに対して法務省田島室長にお聞きしたい。こういった暴力団員を含めた刑務所出所者を雇用する企業を増加させるために、北崎氏の生の声を聞いて、どんなことを今後進めていく必要があるのかお話しいただければと思う。

**田島** 今年の2月に全国の就労支援機構が協力雇用主にアンケートを行った。なぜ協力雇用主になったのかという問いに対して、一番多かったのは知り合いの保護司に誘われたというのが36.5%。次に多かったのが犯罪や非行少年の立ち直りに貢献したかったからというのが36.2%。3番手が人手不足で20%。保護司からの紹介や何らか社会の役に立ちたいという声から協力雇用主になっていただいたことが多い。

先ほどの、俺たちは金集めのためにやっているのではないという協力雇用主の声は私もよく聞く。支援策をこちらとしては充実させたいと思っているが、社会の役に立ちたいと思っている企業は多分ほかにもいろいろいらっやと思う。そういうところに正確にこういう制度があるということを伝えなければならぬというのが我々の仕事であると思う。

同時に、そうはいっても直接雇用するにはハードルが高いというのも正直なところである。何があるかわからないし、商売だから経営的なことも考えなければいけない。そういうところの支援は当然大事である。

特に、今日のテーマのような暴力団員ということになると、例えば地元の警察が事業主のところに定期的に来てくださるといようなことが本当に大きな支えになっている。法務省、保護観察所、保護司だけではなく、様々な機関と一緒にあって、協力雇用主が長く活動していただけるような支えの取組を、今、機構に様々なことをやっていただいているが、そういう取組をより広げていくことが重要ではないかと思った。

**河合** 時間も押し迫ってきたので、フロアの質問を2問ばかり、守山先生、持丸氏にお聞きしたい。

1 問目は、犯罪者に対する社会的反応についてということで、暴追高知県民センターの三浦さんから、「今回の発表の中での再統合的恥の付与あるいは排他的恥の付与の差異は、思想あるいは宗教的な背景が大きな要素ではないかどうかについて伺いたい。また、そのほかの要素があれば教示していただきたい」との質問である。

**守山** 正直申し上げると、宗教的背景や思想的背景を私はよく理解していない。日本社会が元々仏教の仏心というか、罪を犯した者も社会で面倒を見ていこうという精神が絡んでいるのかどうかも、日本社会としてそうしたインクルージョンの社会だと世界が見ているのが宗教的な背景を指摘しているとは思えない。

むしろ更生保護のこれまでの歴史を見てくると、大体、更生保護会や現在の更生保護施設は、起源は殆ど仏教関係のお寺から始まっていると私は理解している。仏教関係の人たちが刑務所から出てきた人たちをもらい下げをして就職の世話をしたりしたことが元々の経緯であろう。

ただ、今回の reintegrated shaming という John Braithwaite の考え方はそこではなく、実は、皆さ

ん御存じかどうか分からないが、修復的司法 (restorative justice) という、要するに加害者・被害者の対話を図って事件を解決していこうということが Braithwaite の本心にある。

これはニュージーランドのマオリ族が事件解決に使っている手法と言われている。これが世界中に広がり、イギリスももう制度化しているし、もちろんオーストラリアにもニュージーランドにも制度としてある。加害者・被害者が話し合っただけで事件を解決して正式な裁判はやらない、刑罰も科さない、加害者・被害者がお互いに満足しあう話し合いができればそれで解決したと考えようという思想である。

日本でも実験的に行われた。千葉の警察だったと思うが、ただ、私が聞く限り、続かなかったようである。なぜ続かなかったかという理由もよく分からないが、被害者が加害者と会って話し合うのが面倒くさい、うちは弁償さえしてくれれば結構だ、わざわざ加害者と話し合う時間も取りたくないといった理由があったのかもしれない。

インクルージョンというのは、国家と個人の関係として犯罪をやった者を国家が処罰をするという今日の刑事司法制度ではなく、当事者同士の話し合い、関係を修復する、だから修復的司法と呼んでいるのだが、人間関係の修復を行えば犯罪も事件として解決が可能であるという1つのモデルを示唆したというのがもともとの reintegrated shaming の根本的な思想ではないかと思われる。

思想的な背景、宗教的な背景はどうであるかは研究していないが、彼が言いたかったのは、社会全体が犯罪者を迎え入れる前提として、被害者や地域社会と和解をする、その和解を通じて事件を解決していこうということが理想であると考えたこと、その根本の理論としてこの議論をしたのではないかと考えている。

**河合** フロアの質問の2問目は、朝日新聞の緒方様からの質問である。本来は警察庁に問うということであるが、ここでは警察庁として発言をする者はいないので、これについては福岡県警察の持丸管理官にお願いしたい。緒方様の質問は「取材した元組員は、組織離脱後10年以上たつのに金融機関の口座開設ができないでいる。『真つ当な暮らしをするには口座は不可欠なのに、できない。何とかならぬか』と嘆く。車の購入やアパートの入居も難しいという。これについて見直しが必要ではないか」、いわゆる5年ルールと言われるものである。先ほども排除条項の見直しあるいはどのようなことを見直しとして必要なかを検討するということが持丸氏の発表の中にもあったが、これについてどう思われるか。

**持丸** 私の話でも元暴5年規定の話を見せていただいた。警察がきちんと離脱・就労支援した者については生活に必要な部分については何らかの融通がきかないかという話をさせていただいたが、実際に福岡県警察でもそういった生活に関わる契約を持っている企業とお話をしている。

各企業は暴排条項、5年ルール等を定めているが、具体的な中身を見ると、柔軟に解釈できるような「これに準ずる者」というのを入れたり入れていなかったり、企業ごとに様々である。お話を聞いていると、モデル的な暴排条項は様々なところから示されていて、それを基に各企業が契約に盛り込んでいる。最終的にはやはり民契約なので我々の判断ですよということと言われる。その中で生活に関する契約については何とかならないかというお話をしている。

見直しについては、企業側のスタンスとしては自分が相手を選ぶというのを基本として持っている印象があるので、やはり、必要性をしっかりと説明していく。暴排条項は対暴力団対策という面では非常に

大事なものなので、その中で必要な人を個別に説明をして理解を求めていくことが大事だと実感をしている。

その説明をすれば御納得いただけるものと思っているし、実際にまだ交渉中なのでこうだとは言えないが、具体的な動きを示してくれている企業もある。御指摘のとおり、今後とも必要な見直しはしっかり進めていきたい。

**河合** 今回、暴力団の社会復帰支援については様々なお話があった。まだまだ緒についたばかりで支援事例としていいものはなかなかない状況の中で北崎氏から様々なお話があり、うまくいった例やこんな問題があるというお話もあった。

そういったことも含め、今後、暴力団員の社会復帰の施策をさらに進めていくために必要なことをそれぞれの方から一言ずつ、廣末氏から順にお話しいただきたい。

**廣末** 地域社会における支援体制の模索がこれから不可欠だと思う。例えば、具体的には町内会の世話人や保護司による近隣住民の日常的な声かけを行い、地域行事などに離脱者の方の参加を促すなどの試みも必要かと思う。そうすると、社会に受け入れられた、自分たちの居場所はここにあるという安心感の定着につながるのではないかと。

これは今の世の中、離脱支援だけには限定されないと思う。地域社会の再構築はすごく大事である。官、民、地域社会の三位一体での対応は本当にこれから、例えば DV、虐待、いじめ、孤独死、犯罪・非行の抑止、様々な問題に対応ができる。是非、これは今後考えていく必要があるのではないかと。

**北崎** 協力雇用主がいつも、「協力雇用主になって自分の会社がこんなに世間様に知られているということがとても嬉しい。これは自分の会社の宣伝にもなる」とおっしゃってくれている。それは本当だろうと思う。先ほど廣末氏がおっしゃったように、協力雇用主自身が社会に参加しているという、逆に言う対象者がいるがために協力雇用主が頑張っておられるという。ある協力雇用主の、人事異動することによってみんなが自分の考えを分かってくれているということで自分が支えられているという言葉を書くことで、私は私どもの仕事がこれからますます発展していくような気がしている。

是非、仕事のことに何かあれば機構に御連絡いただきたい。

**田島** 先ほど守山先生から矯正と保護は仲が悪いという率直なコメントをいただいた。本当にいろんな方から言われることだが、私自身も少年院に出向経験があるが、言われるほど仲は悪くないということは一言言っておきたい。ただ、お互い組織が大きいので、矯正はこんなことまでやっていたのかと、知らないことはよくある。そういう意味でも連携は大事だと思う。

今日のテーマに関しては、繰り返しになるかもしれないが、暴力団の社会復帰は、単に仕事を与える、単に住む場所を与えるだけでは不十分であり、人間関係の修復、あるいは生活の見守り、相談支援、様々なことを複合的にやらなければいけない。それもかなり長い期間やることが必要不可欠である。

そのために、まず自分たちのできることからやっていくことと、本当に今でも頑張っている協力雇用主や保護司は数多くいる。そうしたことを私たちは自信を持って広報すべきと改めて今日は

思った。

**持丸** 離脱就労支援対策の重要性は話の中でしっかり訴えさせていただいたと思っている。ここでは、いろんな先生方から出ていた多機関連携の中で、私は点ではなく線で多機関連携をやっていきたいと考えている。必要なときだけではなくて、継続的である。

暴力団からの離脱は非常に難しい。書類を書いたから終わりというわけではない。その後の経過観察も必要である。それに関わる期間を、やって終わりではなく、その後も継続的に見ていく必要がある。そのための情報共有をしていくことまで含めて多機関連携ができたらと思っている。

今が全くできていないということではない。先ほど述べたように、各県警察、各県で社会福祉対策協議会を作っている。県警察や事業者機構の皆さんや刑務所や様々な機関がメンバーでこの対策を進めている。今、これだけ支援者が多くなってきていると、福岡刑務所だけではなく、他県の刑務所に服役している者にも対応しなければならないということが実際生じている。そういう意味で継続性を持った多機関連携を深めていく必要があると考えている。

**守山** 暴力団の社会復帰の問題は、先ほどから河合所長が国民にいか理解させるかということをお話したが、私は率直に申し上げれば非常に難しいと思う。

それは1つは被害者の問題だと思う。暴力団の事件には当然、被害者がいる。暴力団員ではない普通の犯罪者の社会復帰すら相当困難である。それは被害者の救済や被害者の保護という問題が大きなテーマである。私は、被害者の保護や救済があまりにも過去に無視されてきたがゆえに、すごく大きくかじを切って、そこに振り子が行き過ぎているような気がする。

今や、犯罪者の味方と言うと変だが、犯罪者を理解するという機関や団体は、かつては日弁連などが犯罪者の更生・社会復帰について非常に興味を持ってきたが、今では彼らにとって被害者もビジネスとして成り立つようになってきているので、被害者の方にやや傾いているように見える。

このように社会が一丸となって被害者保護や救済に当たる。もちろんこれは非常に重要なテーマであり、やらなければならないと思うが、同時並行的に犯罪者の理解をやっていかないと、先ほどから出ている **social exclusion** (社会的排除) をしてしまうと、排除された人はまた我々市民に牙を向けてくる。被害を受けるのはまた我々市民である。犯罪者を追い詰めたらそれでいいのかというと、結果的にまた我々につけが回ってくる。そこを一般市民に理解させる必要がある。

ただ、それが言葉としては理解できても、例えば、刑務所から出てきた人が隣に昨日入居したと聞いたらみんなが喜ぶかということ、決してそうではない。恐ろしい、怖いという話になるかと思う。

また、私はある財団が四十数年発行してきた『犯罪と非行』という雑誌の編集にここ十年ぐらい関わっているが、その財団の親元の超優良大企業の職員がすごく印象的なことを言っていた。その職員が自分の所属する財団が出していた雑誌を見て、『犯罪と非行』という言葉を見てびっくりした、我が社はこんな恐ろしい雑誌を出しているのかと。

ここにいらっしゃる警察や法務省、私もそうだが、日ごろから犯罪の話をしょっちゅうしていると思う。私が大学院生のころに、喫茶店で友達と「これは殺人の事例だよ」とかと言ったら、周りの客が一斉に我々を見た。「殺人」という言葉を聞いただけでびっくりするわけである。一般市民は犯罪とい

う言葉にすごく反応するし、犯罪者という言葉にも驚くほど反応する。

そういうことを何らかの形で変えていかないと犯罪者の社会復帰の定着は難しいだろう。そこに携わってくるのがマスコミだと思う。マスコミの書きぶりで、かつてはこんなワルだった人が今やこんないいことをしているという一般市民は安心する。それはマスコミの責務というか任務というかは非常に大きいと感じている。

河合 それでは、総括をお話し申し上げる。

本日は「暴力団員の社会復帰対策の今後の展望と課題」をテーマに講演・議論をしてきた。非常に様々な視点からのお話であった。皆様方のいろんな方面での仕事あるいは活動に役に立ったのではないかとと思う。是非お役に立てていただければと思う。

特に今回は、暴力団対策自体が大きな成果を見せている中で、暴力団員の社会復帰対策・社会復帰支援が究極の暴力団対策として必要ということを申し上げた。その中で必要なのは様々な意味での多機関の連携だということをお話した。さらに言えば、社会全体の理解が必要だということをお願いしていたのではないかとと思う。

私自身、こういった連携や理解といったときに必ず申し上げているのは、not knowing、お互いに連携するといっても知らないことが多いということである。知っているということを前提にすると、過剰な期待が過度の失望を生んでしまう。それが not knowing を踏まえたという話である。あくまで、知らないということをきちんと分かった上で、お互いの立場、お互いの役割、お互いがどういうことをしなければならないかを理解して連携をしていくことが一番大事であり、これが暴力団の社会復帰支援についても当てはまると考えている。今後ともこの施策を効果的に推進していくためには、今日お集まりの方々も是非この not knowing を踏まえて連携を密にしていくことが重要と考えている。

また、社会復帰支援の重要性について理解していただくとともに、社会全体の理解を得るために活動していただくことも重要である。今回フォーラムを運営する上で非常に苦勞したことを一言申し上げると、お願いする大学の先生が守山先生にやっとお願いできたということである。なぜかという、様々な意味での研究している方々がどんどん少なくなってきた。ここには大学の先生方もおられるし、弁護士の方々も多くおられる。こういった暴力団の社会復帰支援あるいは暴力団対策についても学問的研究という観点からも是非進めていただけるとありがたい。

本日のフォーラムが皆様方の今後の活動においてその一助となることができれば、本フォーラム開催の趣旨は達成したことになる。終わりに、本日の講演者、パネリストの方々に心からの御礼を申し上げて本フォーラムのまとめとする。